

小田急バス株式の乗合バスの上限運賃変更認可について

関東運輸局は、本日、令和5年2月28日付で「小田急バス株式会社」より申請のあった乗合バス事業の上限運賃の変更認可申請について申請のとおり認可致しました。

○運賃改定の申請内容

- 申請事業者： 小田急バス株式会社（東京都調布市仙川町二丁目19番地5）
取締役社長 早川 弘之
- 対象路線： 川崎市内一般路線バスの全路線（東京都稲城市内の一部を含む）
- 改定内容

普通旅客運賃 (大人)	現行 (現金・IC)	認可 (現金・IC)
	210円	250円

- 改定率： 19.05%
- 実施日： 令和5年5月15日
- 乗合バス事業者のホームページ
<https://www.odakyubus.co.jp/>

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 川村、柿本、田中
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、都庁記者
クラブ